

8 東彼杵町規則第2号

東彼杵町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月5日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

東彼杵町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）</u>及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるものほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の通知等)</p> <p>第2条 町長は、<u>障害者総合支援法施行規則第34条の59第1項及び児童</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）</u>及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるものほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請等)</p> <p>第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第</p>

福祉法施行規則第25条の26の6第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）の指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定を受けた指定特定相談支援事業者等は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする

（指定の更新の通知等）

第3条 前条の規定は、指定特定相談支援事業者等の指定の更新の申請等について準用する。この場合において、同条第1項中「第34条の59第1項」とあるのは「第34条の59第3項」と、「第25条の26の6第1項」とあるのは「第25条の26の6第3項」と、同項及び同条第2項中「指定」とあるのは「指定の更新」と読み替えるものとする。

（廃止の届出等）

第4条 障害者総合支援法施行規則第34条の60第2項及び第3項並びに児童福祉法施行規則第25条の26の7第2項及び第3項の規定による届出は、別記様式により行うものとする

（公示）

第5条 町長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。

（1） 指定等に係る指定特定相談支援事業者等

51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとする

2 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

[新設]

（変更の届出等）

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の60及び児童福祉法施行規則第25条の26の7に掲げる事項の変更に係るものにあってはこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては様式第1号の廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

（公示）

第4条 町長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。

（1） 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事

\_\_\_\_の名称及び主たる事務所の所在地

(2) ~ (6) (略)

(実施細目)

**第6条** この規則に規定するもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(施行のために必要な準備)

**第7条** (略)

別記様式（第4条関係）

(略)

別記様式	
廃止・休止・再開届出書	
年月日	
東伏見町長 様	
住所 事業者（所在地）	
氏名 (名称及び代表者氏名) 印	
次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしましたので届け出ます。	
事業所番号	移
廃止(休止・再開)する事業所 所在地	年月日
廃止・休止・再開した年月日	年月日
廃止・休止した理由	
現に指定計画相談支援又は 指定障害児相談支援を受けている者に に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)	
休止予定期間 年月日～年月日	
(注) 事業の廃止に係る届出にあっては、当該事業に係る従業者の賃金の抑制及び勤務形態が休止止めとなる場合は、賃金抑制・削減・監査を添付してください。 2 再開の日から10日前以内に届け出してください。 3 廃止・休止の日の1ヶ月前までに届け出してください。	

業者の名称及び主たる事務所の所在地

(2) ~ (6) (略)

(実施細目)

**第5条** この規則に規定するもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市町村長が別に定める。

(施行のために必要な準備)

**第6条** (略)

様式第1号（第3条関係）

(略)

別式第1号(第3条関係)	
廃止・休止・再開届出書	
年月日	
東伏見町長 様	
住所 事業者（所在地）	
氏名 (名称及び代表者氏名) 印	
次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしましたので届け出ます。	
事業所番号	移
廃止(休止・再開)する事業所 所在地	年月日
廃止・休止・再開した年月日	年月日
廃止・休止した理由	
現に指定計画相談支援又は 指定障害児相談支援を受けている者に に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)	
休止予定期間	年月日～年月日
(注) 事業の廃止に係る届出にあっては、当該事業に係る従業者の賃金の抑制及び勤務形態が休止止めとなる場合は、賃金抑制・削減・監査を添付してください。 2 再開の日から10日前以内に届け出してください。 3 廃止・休止の日の1ヶ月前までに届け出してください。	

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。